

「令和2年6月1日以降の改正法の施行」について

～ 愛媛労働局 雇用環境・均等室関係 ～

令和2年6月1日以降、下記の法律にかかる改正法が施行されますので、事業主の皆様はご対応をお願いします。

詳細は、該当する厚生労働省ホームページを参照して下さい。

1. 女性活躍推進法

※主な改正点：一般事業主行動計画の策定・情報公表などの変更・拡大（令和4年4月1日からは101人以上の事業主に拡大）

- 女性活躍推進法特集ページ（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

2. 労働施策総合推進法

※主な改正点：パワーハラスメント防止措置の義務化、業主に相談等をした労働者に対する不利益な取扱いの禁止（中小企業への適用は令和4年4月1日）

- 職場におけるハラスメント防止のために（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

- あかるい職場応援団（厚生労働省ホームページ）

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

- 解説動画（厚生労働省ホームページ、冒頭：女性活躍推進法について解説）

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/mov_taisaku

3. パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金）

※主な改正点：中小企業への適用拡大（適用は令和3年4月1日）

- 同一労働同一賃金（働き方改革 特設サイト）（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/same.html>

- 対応状況チェックツール（厚生労働省ホームページ）

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan2/>

4. 育児・介護休業法

※主な改正点：子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得（適用は令和3年1月1日）

- 育児・介護休業法について（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>